

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年七月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第八十七号

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章 法律の廃止等

第一節 商法中署名すべき場合に関する法律等の廃止（第一条）

第二節 有限会社法の廃止に伴う経過措置

第一款 旧有限会社法の存続（第二条）

第二款 経過措置及び特例有限会社に関する会社法の特則（第三条―第四十四条）

第三款 商号変更による通常の株式会社への移行（第四十五条・第四十六条）

第四節 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置（第四十七条―第六十二条）

第五節 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の廃止に伴う経過措置（第六十三条）

第二章 法務省関係

第一節 商法の一部改正等

第一款 商法の一部改正（第六十四条）

第二款 商法の一部改正に伴う経過措置（第六十五条―第一百十五条）

第三節 民法等の一部改正等（第一百十六条―第一百六十条）

第三章 内閣府関係等

第一節 本府関係等（第一百六十一条―第一百七十条）

第二節 公正取引委員会関係（第一百七十一条―第一百七十二条）

第三節 国家公安委員会関係（第一百七十三条―第一百七十四条）

第四節 防衛庁関係（第一百七十五条・第一百七十六条）

第五節 金融庁関係（第一百七十七条―第二百四十九条）

第四章 総務省関係（第二百五十条―第二百七十二条）

第五章 財務省関係（第二百七十三条―第二百九十八条）

第六章 文部科学省関係（第二百九十九条―第三百五条）

第七章 厚生労働省関係（第三百六条―第三百四十五条）

第八章 農林水産省関係（第三百四十六―第三百九十二条）

第九章 経済産業省関係（第三百九十三条―第四百六十一条）

第十章 国土交通省関係（第四百六十二条―第五百八条）

第十一章 環境省関係（第五百九条―第五百二十六条）

第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任（第五百二十七条・第五百二十八条）

附則

第一章 法律の廃止等

第一節 商法中署名すべき場合に関する法律等の廃止

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 商法中署名すべき場合に関する法律（明治三十三年法律第十七号）

二 商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）

三 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）

四 銀行等の事務の簡素化に関する法律（昭和十八年法律第四十二号）

五 株式の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭和二十三年法律第六十四号）

六 法務局及び地方方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和二十四年法律第三百三十七号）

七 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第二百十号）

八 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）

九 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第二百一十一号）

第二節 有限会社法の廃止に伴う経過措置

第一款 旧有限会社法の存続

第二条 前条第三号の規定による廃止前の有限会社法（以下「旧有限会社法」という。）の規定による有限会社であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「旧有限会社」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、この節の定めるところにより、会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による株式会社として存続するものとする。

2 前項の場合においては、旧有限会社の定款、社員、持分及び出資一口を、それぞれ同項の規定により存続する株式会社の定款、株主、株式及び一株とみなす。

3 前項の規定により存続する株式会社の施行日における発行可能株式総数及び発行済株式の総数は、同項の旧有限会社の資本の総額を当該旧有限会社の出資一口の金額で除して得た数とする。

第二款 経過措置及び特例有限会社に関する会社法の特則

（商号に関する特則）

第三条 前条第一項の規定により存続する株式会社は、会社法第六条第二項の規定にかかわらず、その商号中に有限会社という文字を用いなければならない。

2 前項の規定によりその商号中に有限会社という文字を用いる前条第一項の規定により存続する株式会社（以下「特例有限会社」という。）は、その商号中に特例有限会社である株式会社以外の株式会社に、合名会社、合資会社又は合同会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 特例有限会社である株式会社以外の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社は、その商号中に、特例有限会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

4 前二項の規定に違反して、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字をその商号中に用いた者は、百万円以下の過料に処する。

（旧有限会社の設立手続等の効力）

第四条 旧有限会社の設立、資本の増加、合併（合併後存続する会社又は合併によって設立する会社が旧有限会社であるものに限り）、新設分割、吸収分割（分割によって営業を承継する会社が旧有限会社であるものに限り。）又は旧有限会社法第六十四条第一項若しくは第六十七条第一項の規定による組織変更について施行日前に行った社員総会又は株主総会の決議その他の手続は、施行日前にこれらの行為の効力が生じない場合には、その効力を失う。

（定款の記載等に関する経過措置）

第五条 旧有限会社の定款における旧有限会社法第六条第一項第一号、第二号及び第七号に掲げる事項の記載又は記録はそれぞれ第二号第一項の規定により存続する株式会社における会社法第二十七号第一号から第三号までに掲げる事項の記載又は記録とみなし、旧有限会社の定款における旧有限会社法第六条第一項第三号から第六号までに掲げる事項の記載又は記録は第二号第一項の規定により存続する株式会社の定款に記載又は記録がないものとみなす。

2 旧有限会社における旧有限会社法第八十八条第三項第一号又は第二号に掲げる定款の定めは、第二号第一項の規定により存続する株式会社の定款における会社法第九百三十九条第一項の規定による公告方法の定めとみなす。